

西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）における特別急行料金の  
上限認可申請に係る審議（1回目）

1. 日 時

令和4年5月12日（木） 11：40～12：40

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、北間、宮田、本間、佐藤

4. 議事概要

- 鉄道局から、西九州新幹線（武雄温泉・長崎間。以下単に「西九州新幹線」という。）における特別急行料金の上限認可申請について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 需要予測にあたって基準となる在来線特急「かもめ」の利用実績はいつ時点のものであるか。
  - ② 需要予測にあたっては、博多～長崎間の利用だけではなく、それ以外の区間の利用についても含めて算出しているのか。
  - ③ 乗車率はどの程度を見込んでいるのか。需要予測と運行予定本数から計算すれば半分弱程度ということか。
  - ④ 西九州新幹線の開業に関する沿線地域の反応はどのようなものであるか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
  - ① 2019年度の実績をベースとしている。
  - ② 在来線特急「かもめ」の利用実績については、博多～長崎だけではなく、その区間内の利用状況も含めたものとなっているが、フェリー利用者の誘発需要など新たな需要誘発効果までは算出していない。

- ③ 計算上はその通りである。
  - ④ 新幹線開業時には並行在来線の取扱いが問題視されることがあるが、西九州新幹線の場合には、経営形態が変わる肥前山口～諫早間についても、上下分離方式によって運行自体はJR九州が行うこともあって、沿線地域において問題視する声が強いといった話は聞いていない。
- 等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。